

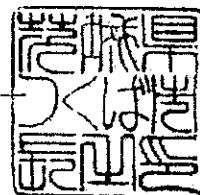
つくば市告示第292号

研究学園都市計画地区計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年2月25日

つくば市長 市原 健



1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類

研究学園都市計画地区計画

(2) 名称

研究学園都市計画桜柴崎地区地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

つくば市桜一丁目の一部

3 縦覧場所

つくば市苅間2530番地2（研究学園D32街区2画地）

つくば市役所都市建設部都市計画課

研究学園都市計画地区計画の変更（つくば市決定）

都市計画桜柴崎地区地区計画を次のように変更する。

名 称	桜柴崎地区地区計画	
位 置	つくば市桜一丁目、桜二丁目及び桜三丁目の全部	
面 積	約 65.7 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、筑波研究学園都市の周辺開発地区として位置づけられ、筑波研究学園都市の育成と研究機関の充実を図るために、研究所、業務施設、工場及び住宅等の複合的な市街地形成を目的として、住宅都市整備公団により、土地区画整理事業が施行された。</p> <p>また、本地区は研究学園地区に隣接した場所にあり、土地区画整理事業完了後の市街化において、周辺集落の景観との調和を図りつつ、多様な用途の適切な立地と、すぐれた景観の形成を目指して地区計画を策定する。</p>
土地利用の方針	<p>地区を5つに分け、それぞれに以下の土地利用を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県道土浦大曾根線沿道については、沿道の既存集落との調和ある連携を図りつつ、商業、業務、住宅等の複合的な土地利用をめざす。 2 都市計画道路3・4・27妻木上野線沿道については、本地区的都市活動軸として商業、業務、住宅等の複合的な土地利用をめざす。 3 地区東側及び南側の大街区は、研究学園都市にふさわしい質の高い業務環境を有する研究所、業務施設及び工場等の立地を図る。 4 地区中央の大街区は、戸建住宅を主体とした良好な居住環境の形成をめざす。 5 その他の街区は、上記及び周辺集落と調和した低層住宅を主体とした良好な居住環境の形成をめざす。 	
地区施設の整備方針	地区内区画道路、公園等は土地区画整理事業等により整備されることから、これらの地区施設としての機能の維持、保全を図る。	
建築物等の整備方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区幹線道路沿道ゾーン1 県道土浦大曾根線沿道については、沿道の既存集落との調和を考慮した質の高い街並みをめざす。 2 地区幹線道路沿道ゾーン2 都市計画道路3・4・27妻木上野線沿道については、都市活動軸として質の高い街並みの形成を図る。また、周辺住宅地の良好な環境が維持できる範囲での一定の高度利用を図るとともに、対面性を持った道路景観の形成を図る。 3 誘致施設ゾーン 地区東側及び南側の大街区は、ゆとりのあるオープンスペースを確保し、潤いのある緑豊かな環境形成を図り、また、隣接する住宅地や周辺集落との調和を図ることができるよう誘導する。 4 戸建住宅地ゾーン 地区中央の大街区は、戸建住宅を主体とする緑豊かなゆとりある住環境の形成を図る。 5 低層住宅地ゾーン その他の街区は、低層住宅を主体とした良好な居住環境の形成を図る。 	

誘致施設ゾーン						
地区幹線道路沿ソーン			戸建て住宅ゾーン			
地区整備計画	建築物に関する事項	地区の区分	名 称	面 積	B地区	A地区
	建築物等の用途の制限		約 3 . 3 h a	約 1 . 2 . 1 h a	約 6 . 5 h a	約 6 . 2 h a
	建築物の部分を住宅の用途に供するもの	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。次に各号に掲げる建築物は、建築してはならない。				
	(1) 1倍の部分を住宅の用途に供するもの	(1) 住宅				
	(2) 建築金(研修所に附属するものを除く。)又は下宿	(2) 共同住宅、寄宿舎(研修所に附属するものを除く。)又は下宿、寄宿舎又は下宿				
	(3) 寄宿舎(研修所に附属するものを除く。)又は下宿	(3) 物販又は飲食店				
	(4) 工場(作業場の床面積の合計が0.75キロワット以下のもの)	(4) ホテル又は旅館				
	(5) 原動機を使用するベン屋、米屋、豆類屋、葉子屋その他の建物	(5) ホテル、寺院、教会その他これらに類するもの				
	(6) 老人ホーム、身体障害者(健常者ホームその他の建物)	(6) 老人ホーム、身体障害者(健常者ホームその他の建物)				
	(7) 公衆浴場	(7) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキーフィールド、ゴルフ練習場又はバッティングセンター				
	(8) 自動車教習所	(8) スキー場、ゴルフ練習場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティングセンター				
	(9) 床面積の合計が15平方メートルを越える畜舎	(9) 食糧業者の合計が15平方メートルを越える畜舎				
	(10) 床面積の合計が15平方メートルを越える馬投券発売所	(10) 床面積の合計が15平方メートルを越える畜舎				
	(11) マージャン屋、ばらんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売所	(11) マージャン屋、ばらんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売所				
	建築物の面積の合計	5 0 0 m ²	3 , 0 0 0 m ²	3 , 0 0 0 m ²	3 , 0 0 0 m ²	1 8 0 m ²
	壁面の位置の制限					
	建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から陸地境界までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から陸地境界までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から陸地境界までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。			
	(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から陸地境界までの距離は、計画図の道路境界線Bについて5メートル以上とする。	(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から陸地境界までの距離は、計画図の道路境界線Bについて5メートル以上とする。	(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から陸地境界までの距離は、計画図の道路境界線Bについて5メートル以上とする。			
	(2) 外壁等の面から陸地境界までの距離は、計画図の陸地境界線Cについて5メートル以上とする。	(2) 外壁等の面から陸地境界線Cについて5メートル以上とする。	(2) 外壁等の面から陸地境界線Cについて5メートル以上とする。			
	2 前項各号の規定について、これは満たない場合は、これに代わる建物又は建物の部分が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。	2 前項各号の規定について、これは満たない場合は、これに代わる建物又は建物の部分が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。	2 前項各号の規定について、これは満たない場合は、これに代わる建物又は建物の部分が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。			
	(1) 外壁等の中心線の長さの合計は3メートル以下であること。	(1) 外壁等の中心線の長さの合計は3メートル以下であること。	(1) 外壁等の中心線の長さの合計は3メートル以下であること。			
	(2) 构置その他のこれに類する用途に供する用具の合計が5平方メートル以下であること。	(2) 构置その他のこれに類する用具の合計が5平方メートル以下であること。	(2) 构置その他のこれに類する用具の合計が5平方メートル以下であること。			
	建築物等の高さの制限	2 0 m	2 0 m	2 0 m	—	—
	垣又はさくの構造	道路境界及び陸地境界に設ける垣又はさくの構造は、次の各号のうち一つとする。ただし、門柱はこの限りでない。	道路境界及び陸地境界に設ける垣又はさくの構造は、次の各号のうち一つとする。ただし、門柱はこの限りでない。	道路境界及び陸地境界に設ける垣又はさくの構造は、次の各号のうち一つとする。ただし、門柱はこの限りでない。	道路境界及び陸地境界に設ける垣又はさくの構造は、次の各号のうち一つとする。ただし、門柱はこの限りでない。	道路境界及び陸地境界に設ける垣又はさくの構造は、次の各号のうち一つとする。ただし、門柱はこの限りでない。
	垣又はさくの制限	(1) 透視可能な鉄く等で陸地盤面からの高さは1.2メートル以下とし、基礎部分の高さは0.6メートル以下としたもの				
	緑化率の最低限度	—	—	—	—	1 0 %
	適用の除外	区域、地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。理由 健全な市街地形成の促進及び市街地環境の維持・保全を図るために、本案のとおり地区計画を変更するものである。				

研究学園都市計画地区計画の変更（つくば市決定）【案】

都市計画桜柴崎地区地区計画を次のように変更する。

新旧対照表

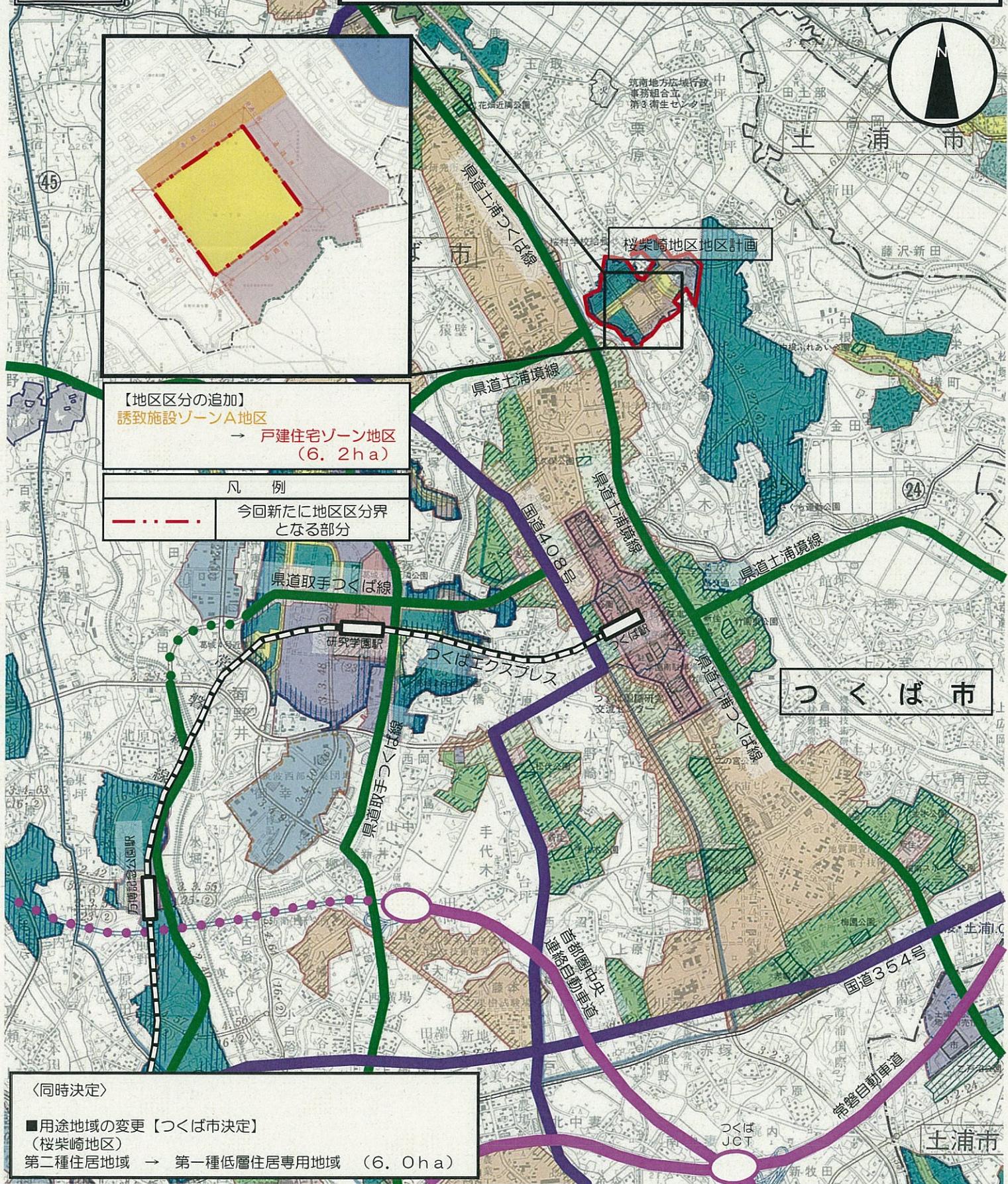
赤字が追加・変更箇所

名 称	桜柴崎地区地区計画
位 置	つくば市桜一丁目、桜二丁目及び桜三丁目の全部
面 積	約 65.7 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区は、筑波研究学園都市の周辺開発地区として位置づけられ、筑波研究学園都市の育成と研究機関の充実を図るために、研究所、業務施設、工場及び住宅等の複合的な市街地形成を目的として、住宅都市整備公団により、土地区画整理事業が施行された。</p> <p>また、本地区は研究学園地区に隣接した場所にあり、土地区画整理事業完了後の市街化において、周辺集落の景観との調和を図りつつ、多様な用途の適切な立地と、すぐれた景観の形成を目指して地区計画を策定する。</p> <p>土地利用の方針</p> <p>地区を5つに分け、それぞれに以下の土地利用を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県道土浦大曾根線沿道については、沿道の既存集落との調和ある連担を図りつつ、商業、業務、住宅等の複合的な土地利用をめざす。 2 都市計画道路3・4・27妻木上野線沿道については、本地区的都市活動軸として商業、業務、住宅等の複合的な土地利用をめざす。 3 地区東側及び南側の大街区は、研究学園都市にふさわしい質の高い業務環境を有する研究所、業務施設及び工場等の立地を図る。 4 地区中央の大街区は、一戸建て住宅を主体とした良好な居住環境の形成をめざす。 5 その他の街区は、上記及び周辺集落と調和した低層住宅を主体とした良好な居住環境の形成をめざす。 <p>地区施設の整備方針</p> <p>地区内区画道路、公園等は土地区画整理事業等により整備されることから、これらの地区施設としての機能の維持、保全を図る。</p> <p>建築物等の整備方針</p> <p>1 地区幹線道路沿道ゾーン1 県道土浦大曾根線沿道については、沿道の既存集落との調和を考慮した質の高い街並みをめざす。</p> <p>2 地区幹線道路沿道ゾーン2 都市計画道路3・4・27妻木上野線沿道については、都市活動軸として質の高い街並みの形成を図る。また、周辺住宅地の良好な環境が維持できる範囲での一定の高度利用を図るとともに、対面性を持った道路景観の形成を図る。</p> <p>3 誘致施設ゾーン 地区東側及び南側の大街区は、ゆとりのあるオープンスペースを確保し、潤いのある緑豊かな環境形成を図り、また、隣接する住宅地や周辺集落との調和を図ることができるよう誘導する。</p> <p>4 戸建住宅地ゾーン 地区中央の大街区は、一戸建の住宅を主体とする緑豊かなゆとりある住環境の形成を図る。</p> <p>5 低層住宅地ゾーン 他の街区は、低層住宅を主体とした良好な居住環境の形成を図る。</p>

建築物に関する事項				誘致施設ゾーン			
地区整備計画	地区の区分	名称	面積	地区幹線道路沿道ゾーン			
建築物等の用途の制限	約3. 3 h a	(1) 1階の部分を住宅の用途に供するもの (2) 共同住宅、寄宿舎(研修所に附属するものを除く。)又は下宿 (3) 物品販売店舗又は飲食店 (4) 工場(作業場の床面積の合計が50平方メートル以内であり、かつ、他の施設を併設する場合を除く。) (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 老人ホーム、保育所(建築物に附属するものを除く。)身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (7) 公衆浴場 (8) 自動車教習所 (9) 床面積の合計が15平方メートルを越える寄宿舎 (10) マージャン屋、ばらんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他の施設をするもの	約12. 1 h a	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 ① 住宅、寄宿舎(研修所に附属するものを除く。)又は下宿 ② 物品販売店舗又は飲食店 ③ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの ④ 老人ホーム、保育所(建築物に附属するものを除く。)身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ⑤ 公衆浴場 ⑥ ボーリング場、スケート場、水泳場、スキーフィールド ⑦ ポールフットサル場又はバッティング練習場 ⑧ 自動車教習所 ⑨ 音楽練習室を含む音楽室 ⑩ 床面積の合計が15平方メートルを越える寄宿舎 ⑪ マージャン屋、ばらんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他の施設をするもの	約6. 5 h a	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 ① 住宅、寄宿舎(研修所に附属するものを除く。)又は下宿 ② 物品販売店舗又は飲食店 ③ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの ④ 公衆浴場	
建築物等の面積	50 0 m ²	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から軒地盤界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。 (1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から道路境界線までの距離は、計画図の陸地境界線に於ける道路境界線Bについて、外壁等の面から陸地境界線までの距離は、3メートル以上とする。 (2) 前項各号の規定に依る場合は、これに満たない限りでない。 (1) 外壁等の中心線の長さの合計は3メートル以下であること。 (2) 物置その他の施設に供する用途に供し、軒の高さ2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計2.3平方メートル以内であること。	3, 0 0 0 m ²	3, 0 0 0 m ²	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から軒地盤界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。 (1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から道路境界線までの距離は、計画図の陸地境界線に於ける道路境界線Bについて、外壁等の面から道路境界線までの距離は、10メートル以上とする。その他の道路については5メートル以上とする。 (2) 外壁等の面から陸地境界線までの距離は、計画図の陸地境界線Cについて、外壁等の面から陸地境界線までの距離は、10メートル以上とする。 (3) 前項各号の規定による場合は、これに満たない限りでない。 (1) 前項各号の規定に依る場合は、これに満たない限りでない。 (2) 物置その他の施設に供する用途に供し、軒の高さ2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (3) この地区計画の適用の際現に存すること。	3, 0 0 0 m ²	1 8 0 m ²
建築物等の壁面の位置の制限	50 0 m ²	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から軒地盤界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。 (1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から道路境界線までの距離は、計画図の陸地境界線に於ける道路境界線Bについて、外壁等の面から道路境界線までの距離は、3メートル以上とする。 (2) 前項各号の規定に依る場合は、これに満たない限りでない。 (1) 外壁等の中心線の長さの合計は3メートル以下であること。 (2) 物置その他の施設に供する用途に供し、軒の高さ2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。	2 0 m	2 0 m	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から軒地盤界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。 (1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から道路境界線までの距離は、計画図の陸地境界線に於ける道路境界線Bについて、外壁等の面から道路境界線までの距離は、10メートル以上とする。その他の道路については5メートル以上とする。 (2) 外壁等の面から陸地境界線までの距離は、計画図の陸地境界線Cについて、外壁等の面から陸地境界線までの距離は、10メートル以上とする。 (3) 前項各号の規定による場合は、これに満たない限りでない。 (1) 前項各号の規定に依る場合は、これに満たない限りでない。 (2) 物置その他の施設に供する用途に供し、軒の高さ2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (3) この地区計画の適用の際現に存すること。	2 0 m	—
建築物等の高さの最高限度	2 0 m	道路境界間に設ける垣又はさくの構造は、次の各号のうち一つとする。ただし、門柱はこの限りでない。 (1) 生垣 (2) 透視可能な鉄さく等で宅地盤面からの高さは0.6メートル以下としたもの	2 0 m	道路境界間に設ける垣又はさくの構造は、次の各号のうち一つとする。ただし、門柱はこの限りでない。 (1) 生垣 (2) 透視可能な鉄さく等で宅地盤面からの高さは0.6メートル以下としたもの	道路境界間に設ける垣又はさくの構造は、次の各号のうち一つとする。ただし、門柱はこの限りでない。 (1) 生垣 (2) 透視可能な鉄さく等で宅地盤面からの高さは0.6メートル以下としたもの	2 0 m	
垣又はさくの構造の制限	適用の除外	建築物等に於ける事項の規定に關しては、市長が公益上必要な建築物でやむを得ないと認めたものについて、適用を除外する。	—	—	—	1 0 %	

位置図

研究学園都市計画 地区計画の変更【つくば市決定】



【変更理由】

土地利用計画の変更に伴い、健全な市街地形成の促進及び市街地環境の維持・保全を図るため、地区計画を変更するものである。